

令和7年中に土地・家屋の状況に 変更があった人は申告が必要です

●土地の申告

▶地目変更の申告

対象 土地の用途を変更した人

※登記した人は不要です。

●家屋の申告

▶建築・増築・滅失の申告

対象 建物を建てた(増築を含む)、
または取り壊した人

▶家屋用途変更の申告

対象 家屋の用途を変更した人

※いずれも登記した人は不要です。

▶未登記家屋名義変更の申告

対象 相続・売買などにより未登
記家屋の名義を変更した人

※登記家屋の増築部分や車庫・物置
などが未登記である場合があります。
※未登記家屋は、税務課に名義変
更の届け出をする必要があります。

申告期限 12月26日(金)

問税務課 ☎ 0176-51-6768(土地)、
0176-51-6769(家屋)

年末年始、令和8年1月のごみ処理の日程

問十和田地域広域事務組合事務局 ☎ 0176-28-2654

家庭ごみ

◆家庭ごみの収集は次のとおりです。収集日以外のごみを出さないください。

12月29日(月)	30日(火)	12月31日(水)～ 1月4日(日)	5日(月)～
燃えるごみのみ収集 (月・木曜日地区)	燃えるごみのみ収集 (火・金曜日地区)	休業	通常収集

◎年末年始は、各収集所の収集時間が通常時と異なる場合があります。
ごみは午前8時までに出してください(ごみ収集は午前8時から始まります)。

処理施設への自己搬入

◆年末年始のごみ処理施設の受け入れ日程は次のとおりです。

～12月28日(日)	12月29日(月)～ 1月3日(土)	4日(日)～
ごみ受け入れ	休業	ごみ受け入れ

地域別収集曜日など詳しくは「家庭ごみ収集日程表」
や「ごみ収集アプリ」、ごみの自己搬入については、
十和田地域広域事務組合ホームページからご確認ください。



App Store
からダウンロード

Google Play
でダウンロード

▲ごみ収集アプリ QRコード

国民年金保険料の納付には「前納」をご利用ください

申問国保年金課 ☎ 0176-51-6753、八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

国民年金保険料を前払いすると保険料が割引になる「前納」という制度があります。中でも、口座振替での前納は、現金やクレジットカードでの納付よりも割引額が多くなります。

▶申請場所 国保年金課、八戸年金事務所、各金融機関

▶申請に必要なもの 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、基礎年金番号が分かるもの、通帳と
届け出印(口座振替で納付する人のみ)、クレジットカード(クレジットカードで納付する人のみ)

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

【前納による割引後の保険料額】

※令和7年度の割引額です。保険料は1カ月17,510円です。

	当月末(早割)		6カ月前納		1年前納		2年前納	
	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額	保険料	割引額
納付書	なし		104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円
クレジットカード								
口座振替	17,450円	60円	103,870円	1,190円	205,720円	4,400円	408,150円	17,010円

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係 ☎ 0176-51-6702

証明書がコンビニでも取得できます

マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です

利用時間 6:30～23:00

(各店舗の営業時間内※システムメンテナンス日は除く)

【利用できる店舗】

- セブンイレブン ●ファミリーマート
- ローソン ●ミニストップ
- その他マルチコピー機を設置している店舗

【取得できる証明書】

- 住民票の写し ※マイナンバー・住民票コードがつかないもの
- 印鑑登録証明書 ●戸籍証明書
- 戸籍の附票の写し ●課税証明書

ネットで予約や空き状況が確認できる /

十和田市 公共施設予約システム

■詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※予約については、各施設へお問い合わせください。

メンテナンス時を除き
24時間利用可能!